

## 事業主の皆様、労働者の皆様

**中小企業でも、月60時間を超える法定時間外労働時間に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます(令和5年4月1日から適用)**

大企業に対しては平成22年4月1日から適用されています。

中小企業で働く労働者が、健康を保持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、1か月に60時間を超える法定時間外労働について、法定割増賃金率を50%以上に引き上げます。

### 現行の取扱い

中小企業については、令和5年3月31日までの間は、法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働(法定時間外労働)に対し、25%以上の率で計算した割増賃金を支払えば足りることとされています(但し、就業規則や雇用契約でこれより高い率を設定している場合は、それに従う必要があります)。

### ポイント

1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。具体例は裏面をご覧ください。

1か月の起算日は、賃金計算期間の初日、毎月1日、36協定の期間の初日などにすることが考えられます。

### 深夜労働との関係

深夜(22:00~5:00)の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上 + 時間外割増賃金率50%以上 = 75%以上となります。

### 法定休日労働との関係

1か月60時間を超える法定時間外労働の算定には、法定休日(例えば日曜日)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日(例えば土曜日)に行った法定時間外労働は含まれます。

なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいものです。

### 法定休日とは？

使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(例)

完全週休2日制の事業場で、平日は毎日3時間法定時間外労働をし、所定休日の11日(土曜)に4時間労働し、法定休日の5日(日曜)に2時間労働した場合

| 土曜が所定休日、日曜が法定休日の場合 |    |    |    |    |    |    | 法定時間外労働時間数     | 累計     |      |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|----------------|--------|------|
| 日                  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |                |        |      |
|                    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 3時間 × 3日       | = 9時間  | 9時間  |
| 5                  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 3時間 × 5日 + 4時間 | = 19時間 | 28時間 |
| 12                 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 3時間 × 5日       | = 15時間 | 43時間 |
| 19                 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 3時間 × 5日       | = 15時間 | 58時間 |
| 26                 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    | 3時間 × 5日       | = 15時間 | 73時間 |

算定に含まれる部分

法定休日労働時間数 2時間



法定時間外労働時間数の累計が1か月60時間を超える、27日の時間外労働3時間目から、割増賃金率が50%になる。

割増賃金率の引き上げに伴い、就業規則(給与規定)の変更や給与計算システムの改修などが生じる可能性があります

月60時間を超える法定時間外労働が生じる可能性のある企業は、就業規則(給与規定)の変更が必要になります。また、給与計算システム等を使用している場合は、割増賃金率の設定を改修する必要性が生じる可能性があります。

引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます

代替休暇制度導入にあたっては、過半数労働組合、それが無い場合は過半数労働者代表との間で労使協定を結ぶことが必要です。

労使協定で定める事項

- 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- 代替休暇の単位
- 代替休暇を与えることができる期間
- 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

この労使協定は事業場において代替休暇制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務付けるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意志により決定されます。

このリーフレットの詳細はお近くの労働局又は労働基準監督署へお尋ねください。

石川労働局・金沢・小松 労働基準監督署  
七尾・穴水

生活時間や睡眠時間を確保できる勤務間インターバル制度の導入に努めましょう

## 事業主の皆様、労働者の皆様

**中小企業でも、月60時間を超える法定時間外労働時間に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます**  
(令和5年4月1日から適用)

大企業に対しては平成22年4月1日から適用されています。

中小企業で働く労働者が、健康を保持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、1か月に60時間を超える法定時間外労働について、法定割増賃金率を50%以上に引き上げます。

割増賃金率の引き上げに伴い、就業規則（給与規定）の変更や給与計算システムの改修などが生じる可能性があります

月60時間を超える法定時間外労働が生じる可能性のある企業は、就業規則（給与規定）の変更が必要になります。また、給与計算システム等を使用している場合は、割増賃金率の設定を改修する必要が生じる可能性があります。

各労働基準監督署では、中小企業の働き方改革の取組を支援するため、説明会の開催や戸別訪問による相談に応じています。

このリーフレットの詳細や説明会等については、お近くの労働局又は労働基準監督署へお尋ねください。

### 石川労働局労働基準部監督課

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 076-265-4423

### 金沢労働基準監督署

〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎 076-292-7945

### 小松労働基準監督署

〒923-0868 小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎 0761-22-4231

### 七尾労働基準監督署

〒926-0852 七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎 0767-52-3294

### 穴水労働基準監督署

〒927-0027 鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎 0768-52-1140